

(2) 報告事項

東京都保健医療計画(令和6年3月改定)に基づく取組について
〔個別事業の令和6年度実施状況 及び 令和7年度実施予定〕

取組の方向性

課題・取組		該当する主な事業	資料名
① 地域で安心して暮らせる体制づくり(地域包括ケア)			
1-1	都民への普及啓発・相談対応の充実	・メンタルヘルスケアに関する普及啓発事業【R7新規】	資料3-6
		・SNSを活用した精神保健福祉相談【R7新規】	資料3-5
1-2	支援を必要とする人を支える地域の関係機関の連携体制強化	・精神科医療地域連携事業	資料3-2
		・身体合併症(慢性維持透析)確保事業	資料3-3
1-3	精神科病院から地域生活への移行及び地域定着に向けた取組の推進	・精神障害者地域移行体制整備支援事業 ほか	
1-4	地域生活の継続に向けた取組の推進	・都立(総合)精神保健福祉センター	資料3-4
		・アウトリーチ支援事業・短期宿泊事業	
② 緊急時に必要な医療につなぐ体制づくり(救急医療)			
2-1	精神科救急医療体制の整備	・精神科救急医療体制の整備(常時対応型施設の指定)	資料3-7
		・精神科救急医療体制の整備(措置入院)	資料3-8
2-2	精神身体合併症救急医療体制の整備	・精神科身体合併症診療委託 ほか	
2-3	災害時における精神科医療体制の整備の推進	・災害時こころのケア体制整備事業	資料3-9
		・災害拠点精神科病院等自家発電設備強化事業	資料3-10
③ 多様な精神疾患への対応			
3-1	うつ病	・精神保健福祉センター(普及啓発・リワーク)	
3-2	統合失調症	・難治性精神疾患地域支援体制整備事業	資料3-14
3-3	依存症	・東京都アルコール健康障害対策推進計画(第2期)について ・東京都ギャンブル等依存症対策推進計画について 次期改定 ・依存症相談拠点、依存症地域支援事業、依存症ポータルサイト【R7新規】	資料3-11
3-4	小児精神科医療	・子供の心診療支援拠点病院事業	
3-5	発達障害者(児)	・東京都発達障害者支援センターの運営 ほか	資料3-12
		・発達検査体制整備支援事業【R7新規】	資料3-13
3-6	高次脳機能障害	・区市町村高次脳機能障害者支援促進事業 ほか	
3-7	摂食障害	・摂食障害への支援	資料3-14
3-8	てんかん	・てんかん地域診療体制整備事業	
④ 精神科病院における虐待防止・人権擁護に向けた取組の推進			
4	精神科病院における虐待防止・人権擁護に向けた取組の推進	・虐待通報窓口の設置 ・虐待防止研修の実施	資料3-15 資料3-16
		・入院者訪問支援事業	

東京都保健医療計画改定（令和6年3月改定）に基づく取組について

① 地域で安心して暮らせる体制づくり（地域包括ケア）

事業概要

- 精神障害者が地域で必要な時に適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、圏域ごとに地域連携会議を設置し、症例検討会などの取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図る。
- 規模 : 都内12圏域

主な実施内容

1 精神疾患地域医療連携協議会の設置（精神保健医療課）

（1）協議会

都における日常診療体制のあり方を検討

R6年度：令和7年3月17日開催

（2）作業部会 ※R6年度設置なし

- ・各圏域の医療連携体制状況の把握、情報（事業成果等）の共有化
- ・各圏域の調査結果の分析を踏まえた具体的な連携体制の検討

2 地域における連携事業（精神科医療機関への委託）

（1）地域連携会議【必須】

医療機関と相談機関等との連携強化のため、関係機関による地域連携会議の設置・運営

※会議の構成機関（下線部は必須）

精神科医療機関、一般診療科医療機関、地区医師会、保健所、精神保健福祉センター等の相談支援機関や区市町村障害福祉主管課、薬局など

R6年度：都内12圏域（全圏域）において実施

（2）症例検討会等【必須】

地域の関係機関との連携の強化のため、地域の関係機関を対象とした症例検討会等の実施

R6年度：都内12圏域（全圏域）において実施

（3）その他地域連携に資する事業

R6年度：連携ツール、住民向け普及啓発等の取組を実施

3 一般診療科向け研修（東京都医師会への委託）

○ 研修会・症例検討会の実施

【R6年度実施結果】

全3回実施 参加者数合計：215人 参加者所属地区医師会数：34（うち、R5年度まで未実施の地区医師会数：12）
オンデマンド配信再生回数：計134回（令和7年3月3日時点）

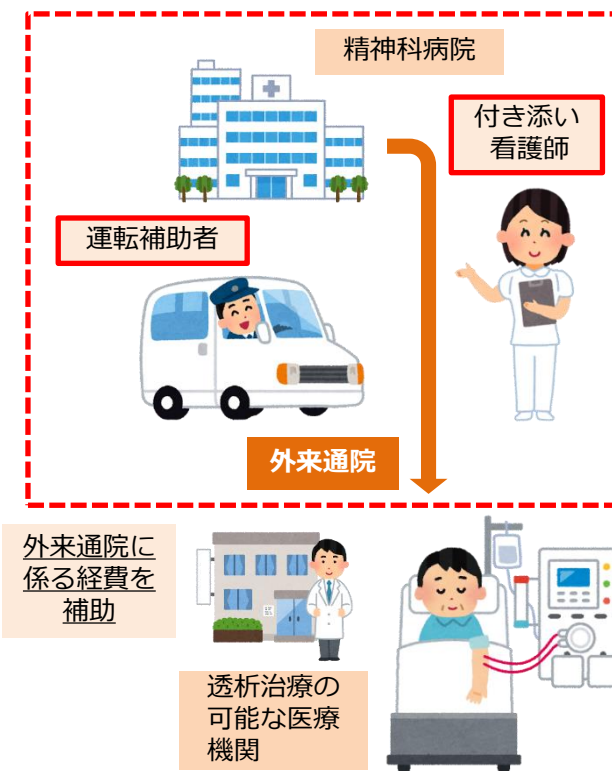
1 事業目的

- 入院患者に対して他の医療機関を受診して維持透析を実施する精神病床を有する医療機関に対して、外来通院に係る費用を補助し、身体合併症（慢性維持透析）に係る医療提供体制の確保を図る。

2 事業概要

- 入院患者に対して外来で他の医療機関を受診して維持透析を実施する精神病床を有する病院へ補助を実施

項目	内容
補助対象経費	他の医療機関を受診する際、看護師等が付き添う経費
補助単価	● 看護師： 18,200円/日 ● 事務補助員等： 8,760円/日 ※ 通院時の運転補助者を想定 ※ 介護タクシー等の利用料金も対象



【事業周知等】

- ・ 都内の精神病床を有する病院にメールにて通知
- ・ 東京都ホームページに掲載
- ・ 東京都透析医会に会員である透析医療機関への周知を依頼
- ・ 各種会議において事業説明
- ・ 精神科病院等に訪問し、事業説明の上意見聴取

都立(総合)精神保健福祉センターとは

- 精神保健福祉法第6条
「都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため精神保健福祉センターを置く」

① 中部総合精神保健福祉センター

担当:10区 人口:約496万人

【港、新宿、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬】

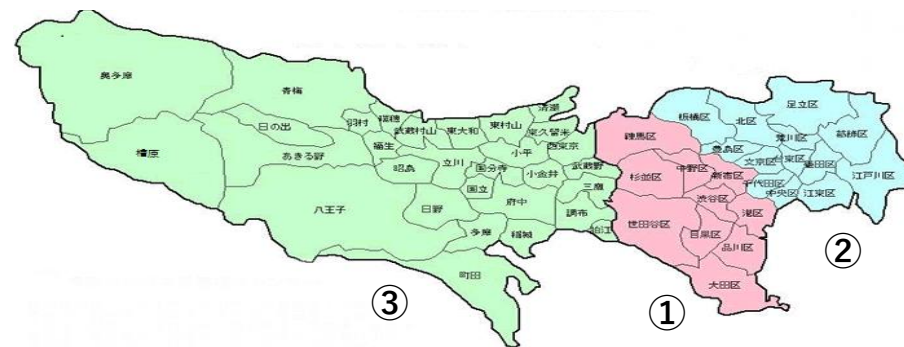
② 精神保健福祉センター

担当:13区、島しょ9町村 人口:約488万人

【千代田、中央、文京、台東、墨田、江東、豊島、北、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川、島しょ9町村】

③ 多摩総合精神保健福祉センター

担当:多摩地域全域(26市3町村) 人口:約429万人



都立(総合)精神保健福祉センターの業務

- 法及び国の要領に定める13業務を担うとともに、**都独自に任意事業**（下線部）を実施

No.	項目
1	企画立案
2	技術支援
3	人材育成
4	普及啓発
5	調査研究

No.	項目
6	精神保健福祉相談支援 <u>(アウトリーチ支援事業含む)</u>
7	当事者団体等の育成・支援
8	精神医療審査会事務
9	手帳判定・ 自立支援医療支給認定
10	医療観察法に係る業務

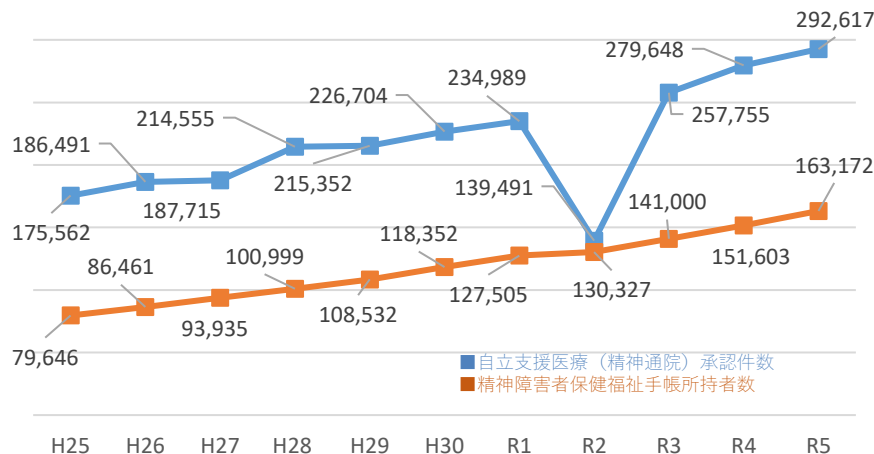
No.	項目
11	災害等関連相談支援
12	診療・障害者福祉サービス等機能 <u>(精神科デイケア事業)</u>
13	地域の実情に応じ必要な業務 ※ 都は条例で <u>短期宿泊事業</u> を実施

精神保健福祉を取り巻く状況

① 精神障害者の増加

過去10年間で、手帳所持者は2.0倍、精神通院医療支給認定者は1.7倍に増加

自立支援医療承認件数と精神手帳所持者数 単位：件



② 相談及び支援対象者の拡大

精神保健福祉法改正により、精神障害者に加え、**精神保健に課題を抱える者**（※）にも相談支援の対象を拡大

※精神疾患の診断には至らないものの、背景にある問題（ひきこもり、自殺、虐待、生活困窮、母子保健・子育て支援等）が原因で、メンタルヘルス不調を伴う者

③ 事例の複雑化・困難化

社会環境の変化や精神疾患の多様化等に伴い、支援対象事例は複雑化・困難化

- ・ 8050問題、同居家族との軋轢等家族間の問題
 - ・ 発達障害や知的障害など他の障害や身体疾患の併発
 - ・ 権利擁護や近隣トラブル等、社会的問題を抱えるケース
 - ・ 依存症も増加傾向。相談・治療までに時間を要する状況
- （相談件数 全国: R 1 10,001件→R 4 11,212件、東京都: R 1 1,770件→R 4 2,131件）

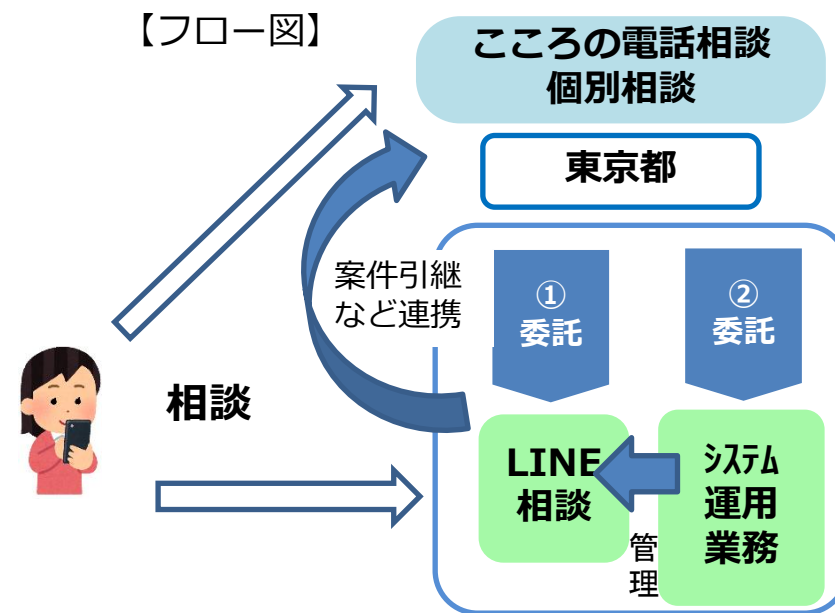
1 事業目的

- LINEを活用した精神保健福祉相談窓口を設け、若年層をはじめとした悩みを抱える方に対応するとともに、必要に応じて各種相談支援機関につなげることで、相談体制の充実を図る。

2 事業概要

- LINEを通して、専門性を備えた相談員が、相談に対応し必要な助言等を行う。LINEで受けた相談については必要に応じて、こころの電話相談や個別相談を行っている精神保健福祉センターにつなぐ。（LINE相談業務・システム運用業務については委託実施）

事 項	内 容
対象者	・ 都内在住、在勤、在学の方
期間及び時間	・ 毎日17時～22時（5時間）
相談体制	・ 相談員5名+監督員1名、5回線
アカウント	・ 相談ほっとLINE@東京
実施体制	・ 委託により実施
広報	・ ターゲティング広告



1 事業目的

- メンタルに不調を抱えつつも医療機関や相談機関につながない人に向けた広報活動を展開し、こころの健康づくりを推進する。

2 事業概要

- 外来の精神障害者の約7割を65歳未満が占めることから、通勤・通学をする方々が利用する「駅」に着目して広告を行う。

事 項	内 容
駅貼り ポスター	ポスターを作成し、JR・私鉄駅等に貼付する (5駅・メンタルヘルスデー(10月10日) 前後1週間程度掲示 予定)
デジタルサイ ネージ広報	デジタル媒体による広告を行い、QRコード等 で複数種類のリーフレットが掲出された福祉 局HPへのアクセスを誘導する(1駅・1週間 程度掲示 予定)



東京都保健医療計画改定（令和6年3月改定）に基づく取組について

② 緊急時に必要な医療につなぐ体制づくり（救急医療）

1 東京都常時対応型施設のルール

- 1 患者受入れに当たり、平日日中は地域の精神科病院が、夜間休日は二次救急当番病院が対応することを基本
- 2 受入困難患者を確実に医療に繋げるため、地域のセーフティネットとして都の救急医療体制を補完する役割
- 3 24時間365日、入院が必要な患者の診療応需の体制を整え、原則として当該患者の対応要請を断らない

2 運用開始後の受入実績及び実態把握

○令和6年11月：運用開始（令和7年3月までとして課題を抽出）

令和6年12月：関係機関へ常時対応型施設の運用等について周知（受入患者や報告対象を整理）

○令和7年2月：常時対応型施設へのヒアリングにより受入状況等を確認（令和6年11月～令和7年2月）

受入率：平日日中81%、夜間休日80%（施設別では、平日日中49～100%、夜間休日61～100%）

※受入不可の報告には、受入対象外の依頼を含む（身体合併症、集団感染、想定される患者数を大幅に超えた要請等）

3 現状の課題

- 困難ケースへの対応：外国人、支払の難しい患者など、二次救急の対象外の患者の受入等について
- 情報センターの活用：夜間休日において、地域やかかりつけでない患者の情報センターへの案内について
- 地域連携下の受入れ：圏域内の関係機関からの依頼による、従来の連携体制に基づく受入について

4 今後の方向性

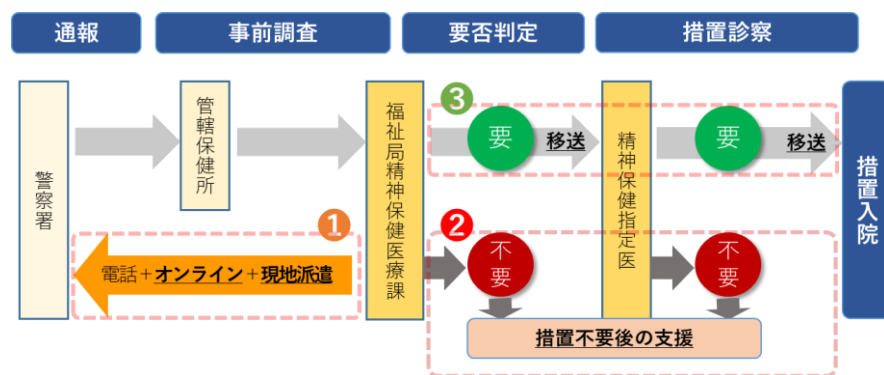
- 改めて受入対象患者を整理（困難ケースの患者を受け入れる施設を指定する）
- 夜間休日における病床活用の観点から、二次救急対象患者の受入れ拡充について検討

令和7年4月1日からは、新たな試行期間として運用（～令和8年3月31日まで）／上半期・下半期ごとに募集

1 令和6年度の実施状況

- 都では被通報者を適切に医療に繋げていくには、**現行の措置制度の運用改善と体制拡充**をあわせて進める必要
→日中・夜間ともに措置診察件数・措置入院件数が増加
- 国ガイドラインと都の運用との整合性の検証等を行い、さらなる運用強化を図る必要

2 検討事項



【さらなる運用改善に向けた取組】

①事前調査手法の拡大

（オンライン調査、現地派遣調査の導入）

②措置診察・措置入院が不要となった後の支援の充実（法47条に基づく相談援助等）

③被通報者の移送方法の検討

当面
の取組

引き続き検討

3 ①事前調査手法の拡大【令和7年2月～現地派遣調査の開始】

- ①要否判定に当たり、より詳細な被通報者の情報を要する場合
- ②被通報者の状況や背景が複雑困難な場合

実施状況

多くの情報（被通報者の現症、具体的な言動等）を確認することができ、要否判定により適切な情報が得られるが、措置診察までに時間を要することや家族等への説明対応など課題も確認された。

→効率的に必要な情報が得られる手法の導入が必要

今後の方向性

電話調査・現地派遣調査・オンライン調査を適切に組み合わせ、要否判定の迅速化と更なる精度向上を図る

4 ②措置不要後の支援

措置診察・入院が不要となった場合でも法47条に基づく相談援助等へ繋げるため、情報提供を行っている

保健所等との検討状況

令和6年度：2月～3月に2回実施
（2月19日（水）、3月14日（金））

運用方法の確認、ルール作り（被通報者への了解、情報提供等に係る取扱いについて）について議論

【目的】 大規模災害等の緊急時において、専門的なこころのケアに関する対応が円滑かつ迅速に行われるよう、体制を整備

【概要】 災害時こころのケア連絡調整会議、東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）体制整備、東京DPAT養成研修・訓練など

災害時こころのケア連絡調整会議

東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議

（令和6年9月9日、令和7年2月4日開催）

- ・東京都こころのケア体制に関すること
- ・東京DPATの活動に関すること
- ・作業部会における検討状況報告

災害精神科医療体制作業部会

- ・具体的な災害精神医療体制の検討
（災害拠点精神科病院の整備等）

東京DPAT作業部会（令和7年1月28日開催）

- ・東京DPATの運営に関する具体的協議
（訓練等参加機関の選定、効果検証等）

東京DPAT体制整備

●東京DPAT登録医療機関における下記費用の補助金交付

- ・標準関連資機材（通信機器・記録機器等）の購入
- ・研修・訓練等への参加に伴う医療機関勤務代替職員確保
- ・衛星携帯電話通信

災害時精神保健医療体制 研修の実施と運営

●研修の実施

- ・養成研修：1回開催
- ・フォローアップ研修：3回開催
オンデマンド研修（半日）＋対面研修（半日）
- ・ファシリテーター養成研修：1回開催

●こころのケアに関する普及啓発：講演会

- 日時：令和7年2月19日（オンライン配信）
令和7年2月28日から3月12日まで
（オンデマンド配信）

テーマ：DMORTの概要と活動の実際

●訓練への参加

- ・6/30 災害医療図上訓練
- ・9/1 東京都・区市町村合同防災訓練（中止）
- ・9/27-28 大規模地震時医療活動訓練

部会の再編：急性期医療体制に加え中長期支援体制も検討

【再編】災害時精神科医療体制作業部会

- ・災害時精神科医療体制の具体的内容を検討
例：訓練
DPAT調整本部のマニュアル
研修の見直し など

【再編】災害時こころのケア体制作業部会

- ・中長期にわたる精神保健体制について検討し、自治体のこころのケア体制整備を支援
例：経時的な取組が提示できる資料作成
通常の体制への移行 など

先遣隊登録医療機関への補助金【新規】

【新規】東京DPAT先遣隊登録医療機関における下記費用の補助金交付

- ・被災地等への派遣に必要な資機材
- ・緊急車両及び維持費
- ・大規模地震時医療活動訓練等指定訓練の参加に伴う経費

フォローアップ研修のロジスティクス追加【拡充】

●研修の実施

- ・養成研修
- ・【拡充】フォローアップ研修
ロジスティクスを追加し対面研修（1日）
- ・ファシリテーター養成研修

●訓練への参加

- ・8/31 東京都・区市町村合同防災訓練
- ・9/5-6 大規模地震時医療活動訓練
- ・災害医療図上訓練（日程未定）
- ・関東ブロックDMAT訓練（開催地：東京）
（日程未定）

1 概要

災害時精神科医療体制を支える災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院に対し、病院機能を維持できる設備の保有・確保を推進し、病院の防災力強化を支援することで、災害時における被災病院からの入院患者受入れを適切に行える体制を強化する。

種 別	指定病院数	災害発生時の役割
災害拠点精神科病院	3か所	・主に措置入院患者及び重症の医療保護入院患者（隔離・拘束等）の受入れ ・一時的避難所の設置
災害拠点精神科連携病院	24か所	・主に中等度の医療保護入院患者の受入れ 等

2 実施内容

No.	補助対象設備	基準額（千単）	補助率
1	自家発電設備揺れ対策（破損防止対策）	32,400	7/8
2	備蓄倉庫の新設等	53,594	
3	自家発電設備の新設	174,094	
4	燃料タンクの新設	34,791	
5	受水槽の新設	160,434	
6	給水設備の新設	75,443	
7	電源接続盤の新設等	2,200	10/10

<精神科病院特有の施設機能維持の例>

- ・ 隔離・拘束患者の身体症状等管理（モニター、鎮静剤投与後の呼吸抑制把握、血栓や床擦れ防止対応）
- ・ 身体合併症患者への処置（人工呼吸器等の医療装置）

3 令和6年度スケジュール等

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業 周知		説明会 交付申 請（事 業調査 書提出）	第1回 申請 審査会 開催	第1回 内示・ 着工	第2回 申請	第1回 実績報 告、補 助

<令和6年度実績>

- 【第1回】 1病院から申請あり 内示・着工・交付申請中
（完工及び補助は令和7年度）
- 【第2回】 2病院から申請あり 審査会は令和7年度

<令和7年度スケジュール>

第2回の審査会実施、令和7年度申請期間の提示等

東京都保健医療計画改定（令和6年3月改定）に基づく取組について

③ 多様な精神疾患への対応

1 事業目的

- 依存症対策の一層の推進に向け、依存症対策に係る計画の改定・進行管理や関係機関の連携強化の取組、ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせた普及啓発・相談、依存症ポータルサイトの構築等を実施する。

2 事業概要

- **ギャンブル等依存症対策の推進**
令和6年度に策定した「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき対策推進・進行管理
- **アルコール健康障害対策の推進**
有識者や医療関係団体、民間関係団体等で構成する委員会を開催し、「第3期東京都アルコール健康障害対策推進計画」の策定・進行管理
- **依存症相談拠点の取組**
地域連携会議・区市町村等職員向け研修・依存症対策シンポジウム・啓発週間に合わせたイベント
- **依存症地域支援事業**
依存症治療拠点機関等において、医療従事者向け研修・医療機関向け連携会議・受診後の患者支援を実施
- **依存症ポータルサイトの構築**
依存症についての情報を整理し、相談先や医療機関等に関する情報を一元化したポータルサイトを構築
- **普及啓発・相談等の促進**
ギャンブル等依存症問題啓発週間において精神保健福祉センターと民間団体等が連携した相談会を実施するなど民間団体等との連携体制を強化

東京都ギャンブル等依存症対策推進計画【第2期】（案）

1 計画の概要

- **ギャンブル等依存症対策基本法**に基づく計画として、**総合的かつ計画的に取組を推進**
- 計画期間は、**令和7～9年度**（第1期：令和4～6年度）

2 現状と課題

- インターネットを利用したギャンブル等が普及し、**若年層を中心に患者は増加傾向**
- 身体症状がなく本人や家族に病気の認識が薄いため、**治療や支援につながりにくい**

3 改定のポイント

（1）ポータルサイト等による効果的な情報発信【新規】

当事者や家族にとって必要な情報（相談先や医療機関等）を集約した**ポータルサイトを構築**するなど、情報の一元化、アクセス向上により、効果的な普及啓発を実施

（2）若年層等への支援【新規】

若年層がアクセスしやすい**SNSを活用した相談**を実施するほか、精神保健福祉センターと**民間団体等との連携**により、潜在的な患者への支援を強化

（3）専門医療機関等による切れ目のない支援【拡充】

専門医療機関の機能強化（他の医療機関との連携会議や受診後の患者支援の実施）等により、相談・治療・回復まで切れ目のない支援を拡充

発達障害者支援体制整備推進事業

専門的人材育成

発達障害者相談支援研修

区市町村の相談支援員やサービス提供事業者に対して、発達障害児（者）支援に必要な体系的・実践的な技術の習得に係る研修を実施

医療機関等向け講習会

医療機関や保健センター等の医療従事者に対して、発達障害児（者）への対応に係る講習会を実施

成人期発達障害者支援力向上研修

区市町村職員等発達障害者支援に従事する職員のうち中堅職員に対して、成人期発達障害者支援に必要となる、医療等の専門的知識の習得に係る研修を実施

発達障害者支援地域協議会の設置・運営

保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野の委員により、支援に係る各分野の取組状況等について情報交換・意見交換を行い、支援の取組の現状・課題等に係る情報を広く共有するとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、分野間の緊密な連携を図る。

発達障害者支援体制整備推進シンポジウム

区市町村の発達障害者支援施策担当者を対象としたシンポジウム（発達障害者支援に関する講演及び活動事例の紹介等）を開催することにより、発達障害児（者）支援の充実を図る。

発達障害者支援センター事業

自閉症等の特有な発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図る。

【東京都発達障害者支援センター（TOSCA）】本人や家族からの相談や関係機関への支援を行っている。（こども部門（こどもトスカ）とおとな部門（おとなトスカ）に分かれて運営）令和6年5月からは、多摩地域において月1回出張面談を実施。

発達障害事業について②

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

東京都内における発達障害の診断待機を解消するため、専門性の高い医療機関を中心としたネットワークを構築し、都内の医療機関への実地研修等を実施することで、発達障害を早期に診断可能な体制確保を図る。

ペアレントメンター養成・派遣事業

発達障害児（者）とその家族が地域で安心して生活ができるよう、発達障害児（者）の養育経験がある親を、子育て経験を通じた情報提供・助言などを行うペアレントメンターとして養成・派遣することにより、地域における家族支援体制の構築を図る。

発達障害児等巡回支援専門員整備事業

保育所や放課後児童クラブ等のこどもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ると共にインクルージョンを推進する。

障害者施策推進区市町村包括補助事業

区市町村発達障害者支援体制整備推進事業

区市町村における発達障害児（者）の早期発見・早期支援に対する取組を支援することにより、発達障害者支援体制の整備を推進する。（① 発達障害支援の拠点の設置、② 療育指導、③ 保育所（幼稚園）、学童クラブ、児童館、子供家庭支援センター等関係機関への支援、④ 家族支援）

区市町村発達障害者支援体制整備推進事業（成人期）

区市町村における成人期発達障害者支援についての取組を支援することにより、発達障害者のライフステージに応じた支援体制の整備を推進する。（専門相談の実施と併せて、社会参加のための訓練、活動の場づくり、専門職による巡回指導等を実施するなど、成人の発達障害者を支援する事業）

1 令和6年度実施状況

- 発達障害児の検査に関する実態調査から、早期発見・早期診断による待機期間の解消、検査や相談に携わる人材の育成・確保、発達障害の知識や相談先等に関する情報提供・普及啓発が課題であることが明らかになった。
- また、区市町村発達検査体制充実緊急支援事業は25自治体に上り、支援の必要性の高さを窺わせた。
- これらの課題及び現状を踏まえ、区市町村、医療機関、保護者等への支援策を講じ、発達検査体制の更なる充実を図っていく。

2 次年度事業概要【新規】

- 発達障害児の検査に関する実態調査結果（中間報告）で明らかになった①早期発見・早期診断による待機期間の解消、②検査や相談に携わる人材の育成・確保、③発達障害の知識や相談先等に関する情報提供・普及啓発の課題解決に向けて、以下の施策を実施する。

事項	内容
区市町村発達検査体制充実支援事業	・検査体制の充実、事前相談や検査後のフォロー、医療機関との連携・調整に係る人員配置等の体制整備を行う区市町村へ補助 ・補助基準額…最大20,000千円（児童人口に応じて異なる） ・補助率…都1/2、区市町村1/2
医療機関初診待機解消事業	・発達障害のアセスメント（検査等）が可能な職員を配置する医療機関へ補助 ・補助率…医療機関へ10/10補助
都民向け普及啓発事業	・保護者等向けに発達障害に係る知識や発達検査の目的、相談先等を記載したデジタル冊子の作成・周知用リーフレットの配布
デジタル技術を活用した発達障害児支援	・デジタル技術を活用した発達障害児への支援手法の調査を行うとともに、区市町村が実施するデジタルツール等を活用した発達障害児支援に要する経費を補助 ・補助率…都10/10



※そのほか、区市町村向け発達障害者相談支援研修や医療機関等向け講習会で発達検査に係る人材育成を実施

多様な精神疾患ごとの拠点整備や地域連携の推進

難治性精神疾患

難治性精神疾患地域支援体制整備事業を実施

【主な取組状況】

- 難治性精神疾患対策関係者会議の開催
- 相談窓口の運営・研修会の実施

➡引き続き、入院が長期化しやすい難治性の精神疾患を有する患者が、専門的治療等を受け、地域で生活できるよう取組推進

高次脳機能障害

【主な取組状況】

- 東京都心身障害者福祉センターを支援拠点として、当事者とその家族に対する専門的な相談支援や研修、普及啓発等を実施
- 区市町村における高次脳機能障害者への支援体制構築を支援
- 二次保健医療圏における高次脳機能障害の中核を担う医療機関を拠点病院に指定し、圏域内の区市町村や支援機関に対し技術的支援を実施

【令和7年度 新規事業】高次脳機能障害支援養成研修

➡障害福祉サービス事業所等に従事し、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる支援者を養成

摂食障害

都立松沢病院を「摂食障害支援拠点病院」に指定、拠点病院事業開始（令和6年7月から）

【主な取組状況】

- 摂食障害患者・家族等への専門相談窓口（電話）の設置
 - 医療従事者等に対する研修・症例検討会の実施
 - リーフレット・拠点病院ホームページによる普及啓発
 - 「摂食障害対策推進協議会」において事業効果指標等検討
- ➡ 今後、相談対応や症例検討会等を通じて、診療科間連携・病診連携など拠点を中心とした関係機関連携により支援体制を強化

てんかん

国立研究法人国立精神・神経医療研究センター病院を「てんかん支援拠点病院」に指定
てんかん地域診療連携体制整備事業を実施

【主な取組状況】

- てんかん治療医療連携協議会の開催
 - 医療従事者・関係機関職員向け研修
 - てんかん患者・家族・地域住民向け普及啓発
 - コーディネーター配置
- * てんかん支援拠点病院と協力する「東京都てんかん支援連携病院」（都内5病院）を指定（令和7年3月）

東京都保健医療計画改定（令和6年3月改定）に基づく取組について

④ 精神科病院における虐待防止・人権擁護に向けた取組の推進

1 背景

- 令和5年2月、都内の精神科病院において職員による患者への虐待事案が発覚
- また、精神保健福祉法が改正され、精神科病院における虐待通報や虐待防止措置が義務化
- 虐待を起こさないためには、人権擁護に対する意識の向上や、風通しの良い組織風土の醸成を図ることが重要

2 事業概要

- 精神科病院における虐待の通報義務化に対応するため、都は精神科病院における虐待の通報窓口を設置
- 精神科病院が、勤務スタッフによる入院患者への虐待を防止、または早期発見できる体制を構築できるよう病院側の体制整備を支援するための虐待防止研修を実施
- 都内精神科病院で働く職員（看護師等）を対象とした虐待防止に関する認識と理解を深める更なる取組が必要なため、普及啓発リーフレットを作成し、ホームページへの掲載を行う。

事項	内容等
虐待通報窓口の設置	✓ 都精神保健医療課に電話窓口を設置し、虐待に関する通報や相談に応じるとともに、速やかな立入検査等につなげる ✓ 令和6年3月から先行開設
虐待防止研修の実施	✓ 目的：業務従事者による患者への虐待防止、早期発見できる体制を構築できるよう病院の体制整備を支援する ✓ 研修時期：① 虐待防止責任者 （院長、副院長）：令和6年12月10日、令和7年1月23日実施 ② 現場リーダー （看護師長等）：令和6年12月5日、令和7年1月24日実施
虐待防止普及啓発【R7新規】	✓職員向け普及啓発リーフレット「虐待について職員が知っておきたいポイント」（案）を作成 ✓精神科病院における虐待防止について、職員が持つ疑問や不安等に対し、以下の通り実施 ①虐待分類、②他病院の虐待防止に向けた好事例、③虐待を発見したときの通報窓口の紹介 ✓デジタルデータによるリーフレットを東京都ホームページへ掲載

- 滝山病院に対し、精神保健福祉法及び医療法に基づく改善命令を発出（令和5年4月）
- 都の行政指導や虐待防止委員会の提言を踏まえた改善計画書（改定版）を受理（令和6年1月）
- 病院から改善計画書の経過報告を受理（令和6年4月、7月、10月、令和7年1月）

■ 経過報告の主な内容

1 法人ガバナンスに関すること

- （1）理事長及び院長の監督責任を明確にするため交代
（令和6年9月1日 工藤 龍彦 医師に交代 ※理事長兼院長）
- （2）役員を新たに選任（全て外部役員）。新たな体制で再発防止や改善に取り組む。
- （3）外部相談員（弁護士）による相談窓口の開設
- （4）虐待防止委員会の設置
- （5）風通しの良い組織づくり（全体朝礼、院内回診の実施）

2 看護・医師体制について

- （1）常勤看護職員の増員による看護体制の整備
- （2）夜勤の看護師を統括する夜勤責任者の配置
- （3）職員向け研修（虐待防止、メンタルヘルス等）の実施
- （4）「虐待防止対応マニュアル」全面改訂
- （5）退院支援体制の整備（精神保健福祉士の採用、ピアサポーターとの交流）

■ 病院の動き

- （1）開設者名称及び病院名称の変更（令和6年11月1日）
（旧）医療法人社団孝山会 滝山病院 ⇒ （新）医療法人社団新山会 希望の丘八王子病院
- （2）病院説明会の実施（現状の報告・説明、院内見学等）
令和6年11月19日、令和6年11月28日

■ 今後の対応

引き続き、病院による自律的な取組が着実に進むよう四半期ごとに報告を受け、立入検査等で確認しながら指導を続けていく。